

I 産業廃棄物

廃棄物は図.4 に示したように分類されます。

その中で産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法で定められた 20 種類を指します。

具体的には p.15 の表.2 のとおりです。

廃棄物（法の対象である、不要となったもの）

— 産業廃棄物（事業活動で発生したもののうち、表.2 に示した 20 種類）

└ 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

— 一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

— 事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）

— 家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

└ 特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

※このほか、指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）については特別な規定があります。

【法第 16 条の 3】

図.4 廃棄物の分類

II 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、政令で定めるものが「特別管理産業廃棄物」として指定されています。そして、特別管理産業廃棄物は、保管、運搬及び処分に際して、産業廃棄物よりも厳しい基準が定められています。特別管理産業廃棄物の種類と具体的な例は、p.16 の表.3 をご覧ください。

Ⅲ 各種リサイクル法の対象となる産業廃棄物（令和元年10月現在）

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

対象： 冷蔵庫（冷凍庫）、テレビ（ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンのうち家庭用のもの

目的： 家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進する。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

対象： 特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）

目的： 建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材の分別およびリサイクルを促進する。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

対象： 廃自動車

目的： 自動車メーカー等・輸入業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、廃車となる自動車のリサイクル・適正処理を図る。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

対象： 食品廃棄物

目的： 食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図る。

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

対象： 携帯電話、デジカメ等

目的： 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

コラム 04：有害使用済み機器の保管の届出について

法第 17 条の 2 の規定により、使用を終了し、収集された機器（**廃棄物を除く。**）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの（有害使用済み機器）の保管又は処分を業として行っている方又は行おうとする方は、都道府県知事に届け出ることが必要になりました（平成 30 年 4 月 1 日）。

・対象となる機器

家電リサイクル法の対象 4 品目及び小型家電リサイクル法の対象 28 品目

・対象となる事業場面積：100m²超

なお、産業廃棄物の許可を有する事業者等については、適応除外となる場合がありますので、産業廃棄物対策課のホームページ等でご確認ください。

表.2 産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2)汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3)廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4)廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む。）
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8)金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10)鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
*排出する業種等が限定されるもの	(13)紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 （注：これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物）
	(14)木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 （注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物） ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） （注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。）
	(15)繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （注：これ以外の業種から発生する、天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物）
	(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)汚泥のコンクリート固型化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

*上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。（ただし、(14)②は全ての業種で産業廃棄物となります。）

表.3 特別管理産業廃棄物の種類と具体的な例

種 類		性 状 及 び 具 体 例					
廃 油		揮発油類、灯油類、軽油類で引火点 70℃未満のもの					
廃 酸		pH2.0 以下の酸性廃液					
廃アルカリ		pH12.5 以上のアルカリ性廃液					
感染性産業廃棄物		感染のおそれのある産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず他）					
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油（PCBは「ポリ塩化ビフェニル」をいう。以下同じ。）					
	PCB汚染物	PCBで汚染されたもの（汚泥・紙くず・廃プラスチック類他）					
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	指定下水汚泥	指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	鉍さい	鉍さい及び鉍さいを処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	廃石綿等	石綿建材除去事業により除去された石綿及び石綿含有の保温材、断熱材及び耐火被覆材石綿建材除去事業等で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類等					
	廃油（廃溶剤）	下表9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、22、24の廃溶剤で特定施設から排出されたもの、及び当該廃油を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの、及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの					
	その他	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質が基準値を超えて含むもの					
	政令に定める有害物質の基準（単位：mg/ℓ）						
	金属等の名称	判定基準値			金属等の名称	判定基準値	
		廃酸 廃アルカリ (含有試験)	汚泥等 (溶出試験)			廃酸 廃アルカリ (含有試験)	汚泥等 (溶出試験)
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		14	1,1-ジクロロエチレン	10	1
	水銀又はその化合物	0.05	0.005	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	0.4
2	カドミウム又はその化合物	0.3	0.09	16	1,1,1-トリクロロエタン	30	3
3	鉛又はその化合物	1	0.3	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.6	0.06
4	有機りん化合物	1	1	18	1,3-ジクロロプロペン	0.2	0.02
5	六価クロム化合物	5	1.5	19	チウラム	0.6	0.06
6	砒素又はその化合物	1	0.3	20	シマジン	0.3	0.03
7	シアン化合物	1	1	21	チオベンカルブ	2	0.2
8	PCB	0.03	0.003	22	ベンゼン	1	0.1
9	トリクロロエチレン	1	0.1	23	セレン又はその化合物	1	0.3
10	テトラクロロエチレン	1	0.1	24	1,4-ジオキサン	5	0.5
11	ジクロロメタン	2	0.2	25	ダイオキシン類	100 pg-TEQ/ℓ	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng-TEQ/ℓ
12	四塩化炭素	0.2	0.02				
13	1,2-ジクロロエタン	0.4	0.04				
○検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）」による。							
○ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。							

資料 2 産業廃棄物の処理の基準

産業廃棄物の処理（保管、収集運搬及び処分）には、それぞれ法で定められた基準があります。また、特別管理産業廃棄物には、より厳しい管理が求められます。

排出事業者が自ら処理を行う場合の、産業廃棄物の保管と処理の主な基準は以下のとおりです。

I 産業廃棄物を保管する（排出事業者が、許可業者に引き渡すまで保管する場合）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、法に定められた技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように、産業廃棄物を保管しなければなりません。

【法第 12 条第 2 項】

1 保管の場所【施行規則第 8 条】

- ①周囲に囲いが設けられていること。
- ②見やすい場所に、掲示板（縦、横 60 cm 以上）が設けられていること。（→図.5）
（掲示内容）

- ・ 産業廃棄物の保管の場所であることの表記
- ・ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合は、その表記）
- ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・ 最大保管高さ（屋外で産業廃棄物を容器を使わずに山積みで保管する場合）

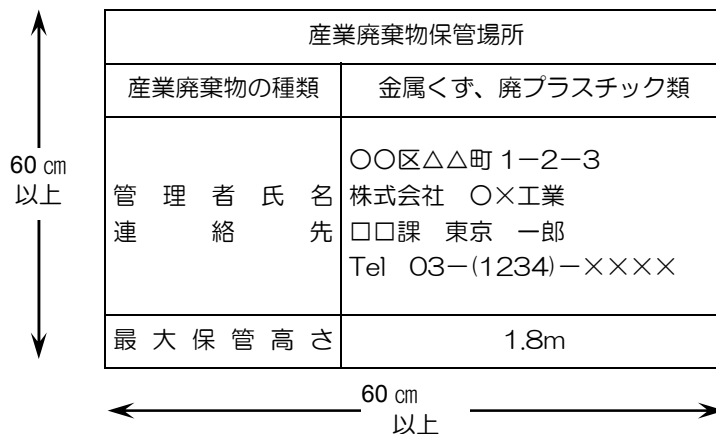
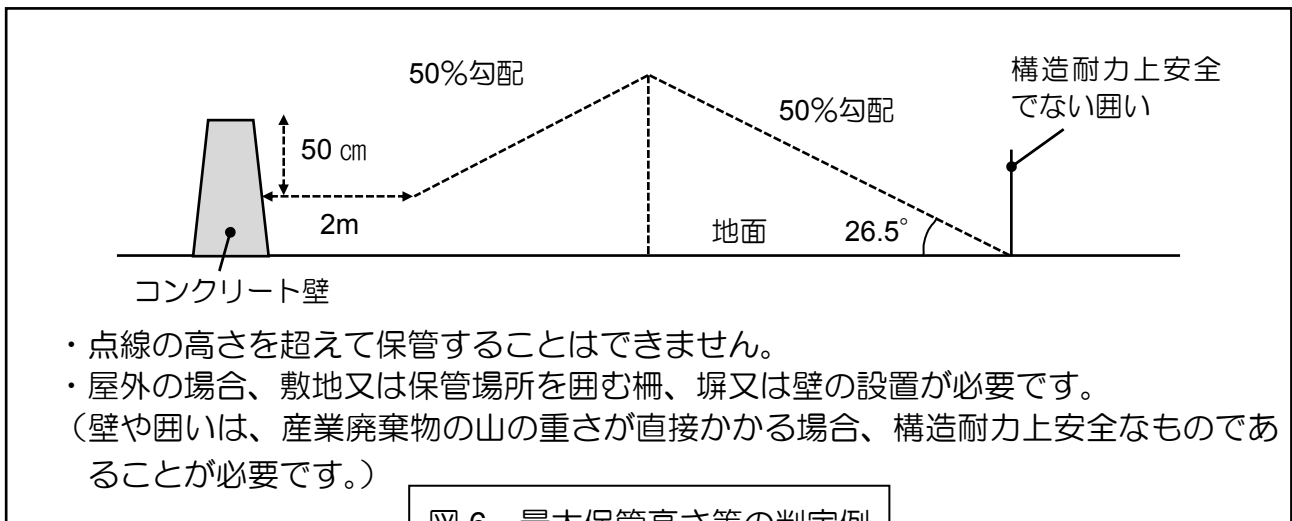


図.5 掲示板の例

2 保管の場所における措置

- ①汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ②屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守ること。（→p.18 図.6）
- ③その他、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないような措置をすること。



3 害虫対策等

- ・保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにすること。

4 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を保管するとき

- ・石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物が、その他のものと混合しないように仕切り等を設けること。
- ・石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、覆いを設ける等の飛散防止のために必要な措置を講じること。

5 具体的な保管基準の適用例

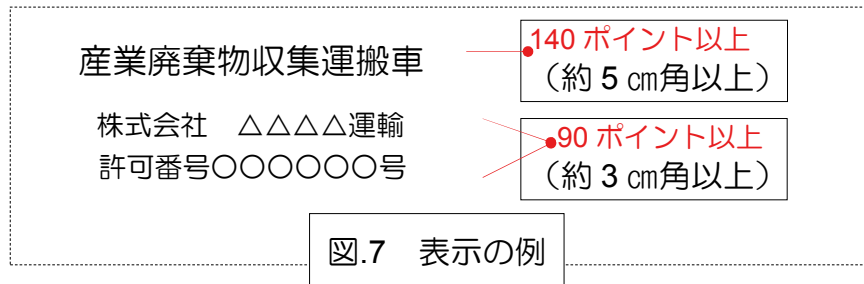
- ①できるだけ屋内で保管する。難しい場合は、市販の物置等を活用すると良い。
- ②汚水等が発生する場合は、周囲に排水溝を設け、沈殿槽や油水分離槽を設置する。
- ③液状の産業廃棄物を保管する場合は、防液堤（漏液を受けられる「ます」）を設けて流出を防止する。
- ④底面はコンクリート等の不浸透仕上げ（可能ならば耐薬品塗装が望ましい）とし、汚水等の地下浸透を防止する。
- ⑤壁を利用して産業廃棄物を保管する際に、壁が産業廃棄物の荷重に耐えられる場合は、壁の上端から 50 cm 下げた高さまでとし、荷重に耐えられない場合は、壁に接しないように産業廃棄物を積む。
- ⑥定期的な清掃、駆除剤の散布や蓋付き容器を使用することで、害虫等の発生を予防する。
- ⑦産業廃棄物の飛散防止や雨水の浸透対策として、産業廃棄物をシートやネットで覆う。
- ⑧分別した廃棄物が混ざらないように、容器や袋、仕切り板を活用する。

II 産業廃棄物を収集運搬する

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、法に定められた運搬又は処分に関する基準に従わなければなりません。【法第12条第1項】

1 収集運搬基準

- ①産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- ②悪臭、騒音、振動で支障が生じないように必要な措置をすること
- ③産業廃棄物の飛散、流出や悪臭が発散するおそれのない密閉容器、運搬車両を用いること
- ④収集又は運搬のための保管等の施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように、必要な措置を講ずること
- ⑤運搬車両の外側の見やすい場所（両側面）に、ステッカー、ペイント等で図.7 のように表示（許可番号の表示は許可業者のみ）し、かつ、運搬中の産業廃棄物に関する書類（自己運搬の場合は、(ア)氏名又は名称及び住所、(イ)産業廃棄物の種類及び数量、(ウ)積載日、(エ)運搬元及び運搬先の名称・所在地及び連絡先等を記載した書類。許可業者の場合は、マニフェスト、収集運搬の許可証の写し）を備え付けておくこと



- ⑥石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を破砕することなく、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集運搬を行うこと

2 収集運搬における具体的な基準の適用例

- 飛散や流出防止のため、産業廃棄物やその運搬容器は丁寧に扱う。
- 運搬車両については、アイドリングストップを励行する。
- 液状の廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の性状に応じた運搬容器又はタンク車等を使用する。
- 積み込み等に、重機を使う場合は可能な限り低騒音型のものを使用する。
- 臭気の強い産業廃棄物の場合は密閉容器を用い、車両に積載後カバー（ほろ）を掛ける。

<注意>

建設工事の場合には、元請負人が法令上の排出事業者となりますが、下請負人が産業廃棄物処理業の許可を有するとともに、元請負人と書面による契約があれば、下請負人が産業廃棄物の処理を受託し、運搬することができます。

なお、詳細は別冊子「建設廃棄物を適正に処理するために」を参照してください。

Ⅲ 産業廃棄物を処分する

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、法に定められた運搬又は処分に関する基準に従わなければなりません。【法第 12 条第 1 項】

1 焼却処分

産業廃棄物の焼却を行う場合は、法の基準を満たす構造の施設を用い、環境大臣が定める方法で行うこと。【施行令第 6 条第 2 号イ、第 3 条第 2 号イ】

①法律の基準を満たす構造

- ・ 燃焼中は空気取入口と煙突の先端以外に開口部がないこと。
 - ・ 燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態で焼却できるものであること。
 - ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行える構造（送風機などの設備）を有すること。
- など

②環境大臣が定める方法

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さない。
- ・ 煙突の先端以外から火炎及び黒煙を出さない。
- ・ 煙突から焼却灰、未燃物を飛散させない。



<注意>

- ・ 都条例では、原則として小型焼却炉等を使用した廃棄物の焼却を禁止しています。
- ・ ドラム缶、一斗缶を使用した焼却も違法です。

2 埋立処分【施行令第 6 条第 3 号】

- ① 安定型処分場（→廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（鉛を含まないもの。）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類）
- ② 管理型処分場（→鉛を含む金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、防水アスファルト、廃石膏ボード、汚泥など）
- ③ 遮断型処分場（→有害な特別管理産業廃棄物など）

<注意>

みだりに廃棄物を投棄したり、基準に適合しない方法で地中に埋めたりする行為は不法投棄とみなされます。

3 施設の許可【法第 15 条】

排出事業者が自己処理用として設置する場合でも、法第 15 条に規定された処理施設の設置には都道府県知事等の許可が必要です。

施設の許可等の詳細・事前相談は、審査担当（23 区・島しょ地域→都庁、多摩地区→多摩環境事務所）までお問合せください（→巻末問合せ先）。

資料 3 産業廃棄物の委託の基準

産業廃棄物の処理を委託する

- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については法第 14 条に規定する収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同条に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第 12 条第 5 項】
- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、定められた基準に従わなければならない。【法第 12 条第 6 項】
- 事業者は、委託処理する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。【法第 12 条第 7 項】

1 委託基準【施行令第 6 条の 2】

- ① 産業廃棄物の運搬にあつては、収集運搬業の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目（種類）の中に含まれていること。
- ② 産業廃棄物の処分にあつては、処分業の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目（種類）の中に含まれていること。
- ③ 法で定められた事項について、書面で契約書を締結すること。（→資料 4）

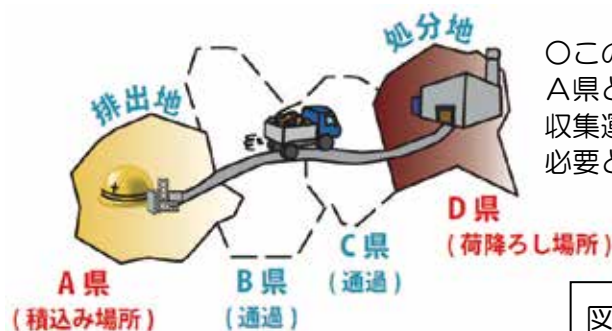


図.8 収集運搬業の許可

2 契約書に添付すべき書面【施行規則第 8 条の 4】

- ① 産業廃棄物処理に係る委託契約の相手方となる許可業者の許可証の写し
- ② その他、その業務を受託できる事業者であることを証する書面（各種認定制度の場合には、認定書の写し等）

3 罰則

基準を守らずに産業廃棄物の処理委託をした場合の罰則については、資料 7 を参照してください。

資料 4 委託契約書の記載事項

次に掲げる事項が含まれていること。【施行令第6条の2第4号】

表.4 委託契約書に含まれる事項

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への可否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった 場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能ですが、その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

☆ 都では「モデル契約書」を作成しており、そのまま委託契約に使える様式になっています（次項に縮小版を掲載）。インターネットからダウンロードできますので、ご参照ください（→巻末問合せ先、産業廃棄物対策課ホームページ）。

※注：表.4の項目が含まれていれば、市販されている委託契約書の様式等でも問題ありません。

産業廃棄物処理委託モデル契約書（収集運搬用記入例抜粋）

（記入例）

**【収集運搬用】
産業廃棄物処理委託契約書**

平成〇〇年△△月××日

収入
印紙

排出事業者（甲）
住所 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
氏名 〇〇産業株式会社 代表取締役 ■■■ 太郎 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

収集運搬業者（乙）
住所 東京都××市××町9-8-7
氏名 ××環境サービス株式会社 代表取締役 △△ 次郎 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

乙の事業範囲
(積込み場所) (荷下ろし場所)
収集運搬許可番号 13-00-000000 (東京都) 13-00-000000 (東京都)

許可品目 (積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする)
燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ プラスチック類 くず
金属くず ガラスくず、セラミックス及び陶磁器くず 紙くず ばいじん
紙くず 木くず 繊維くず 動物性残さ 動物のおん尿 動物の死体
その他 () 石綿含有産業廃棄物を含む 水銀使用製品産業廃棄物を含む
水銀含有ばいじん等を含む
特別管理産業廃棄物 ()

積込み場所、荷下ろし場所の自治体における、乙の許可について記載します。

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と収集運搬業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、廃棄物の収集運搬業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（乙の事業範囲及び許可証の届付）

第2条 乙の事業範囲は前記のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業者、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業者、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」とおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

（記入例）

別表1（第3条、第4条、第5条関係）

排出事業者番号	排出事業者名称	排出事業者所在地及び連絡先				
		所在地	電話番号	ファックス番号		
1	〇〇産業株式会社 本社	東京都〇〇区〇〇町1-2-3	電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
2	〇〇産業株式会社 △△工場	東京都〇〇区〇〇町1-1-1	電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
3						
排出事業者番号	廃棄物の種類 (廃棄物データシート番号)	契約単価 (円)	予定数量 (t・月・年)	運搬先の事業場		
				氏名・名称及び 許可番号	所在地	処分方法
1	プラスチック類 ()	〇〇〇円 / (t・月・年)	2,000 (t・月・年)	●▲株式会社 13-20-××××	東京都〇〇区▽▽ 町9-99-99	圧縮
2	プラスチック類 ()	×××円 / (t・月・年)	月 1.0 (t・月・年)			
2	ガラスくず、セラミックス及び陶磁器くず ()	×××円 / (t・月・年)	月 1.0 (t・月・年)			
2	金属くず ()	×××円 / (t・月・年)	月 1.0 (t・月・年)			
2	産業用ランプ (蛍光灯、金銀・ガラス 水銀使用製品 産業廃棄物) ()	△△円 / (t)	月 5 (t)			
		/ (t・月・年)	(t・月・年)			
契約期間中の 合計予定金額			円	契約期間は第7条記載のとおり		
備考 委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合は、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。						

運搬先の事業場の処分方法として、
・圧縮
・焼却
・破碎
などを記載します。

（記入例）

別表2（第3条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート）の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別添「廃棄物データシート」ととおり
乙の担当者所属氏名	〇〇部 △△ □□
文書の伝達方法及び伝達先 (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> FAX (042-▽▽▽-〇〇〇〇)
	<input type="checkbox"/> e-mail (@)
	<input type="checkbox"/> 郵送 (〒 -)
緊急時の連絡先	042-×××-□□□□ (代表・直通) (内線)
営業時間	8:30 ~ 18:00
休業日	毎週日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

記入上の注意事項

1 乙の事業範囲

- (1) 許可番号欄の () 内には、当該許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。
- (2) 積込み場所又は荷下ろし場所が複数の都道府県政令市にまたがる場合は、事業範囲の記入欄を必要数追加する。
- (3) 許可品目のうち、特別管理産業廃棄物は、種類のみ記入する。

2 別表1

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表1の廃棄物の種類欄の () 内に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位に〇印を付ける。なお、1回あたりの契約単価の場合は、「××円/回(18リットルポリタンク)」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量欄は、該当する単位に〇印を付ける。予定数量は「×××△△」のように記入してもよい。
- (6) 処分業者が同一の場合は、かっこ括弧で記入してもよい。

3 別表2

- (1) 乙の担当者は、複数記入してもよい。
- (2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す。

産業廃棄物処理委託モデル契約書（処分用記入例抜粋）

（記入例）

（記入例）

収入
印紙

【処分用】
産業廃棄物処理委託契約書

平成〇〇年△△月××日

排出事業者（甲）
住所 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
氏名 □〇産業株式会社 代表取締役 ■■■ 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

処分業者（乙）
住所 東京都〇〇区▽▽町9-99-999
氏名 ●▲株式会社 代表取締役 ×× 三郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

乙の事業範囲
処分業許可番号：13-20-35-35-35-35 業の区分：中間処理
(許可都道府県令市名) (東京都)
処分方法及び許可品目：破砕（腐プラがが類、金属くず、ガラス（コウロク）及び陶磁器くず、がれき類（水銀使用製品産業廃棄物を含む））
圧縮（腐プラスチック、紙くず）

許可証に記載されている許可品目について記載します。

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と処分業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（法令の遵守）
第1条 甲及び乙は、廃棄物の処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）
第2条 乙の事業範囲を監するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）
第3条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。
2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別添「廃棄物データシート」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。
また、甲の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。
3 甲は、別表2の廃棄物について、契約期間内に別添に定めたとおり公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析結果を書面により乙に提示するものとする。
4 甲は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とあらかじめ協議の上で定めることとする。

（処分料金及び支払い）
第4条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上で、1回あたりの契約単価にすることが

できる。
2 乙は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、乙に処分料金を支払う。

（収集運搬業者）
第5条 別表1に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。（収集運搬業者又は積込み場所若しくは荷下ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

収集運搬業者名	××資源サービス株式会社	住所	東京都××市××町9-8-7
(積込み場所)		(荷下ろし場所)	
収集運搬業許可番号	13-00-000000	収集運搬業許可番号	13-00-000000
(許可都道府県令市名)	(東京都)	(許可都道府県令市名)	(東京都)

（保管）
第6条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等で定める保管基準を遵守し、かつ、第9条第1項で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）
第7条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A（排出事業者保管）票を除いて収集運搬業者に交付する。
2 乙は、廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からマニフェストの回付を受ける。
3 乙は、廃棄物の処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。
4 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分場の所在地及び最終処分を終了した年月日を入力するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。
5 甲は、乙から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票、B2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

（最終処分に係る情報）
第8条 当該廃棄物に係る最終処分場の場所の所在地（住所、地名、施設名称等）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分欄のとおりとする。
2 甲は、乙と最終処分業者等との間で交わっている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
3 別表1に記載する最終処分場の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）
第9条 この契約の有効期間は、平成〇〇年△△月××日から平成××年〇〇月△△日までとする。
2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（甲の義務と責任）
第10条 甲は、乙から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱いに注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。
2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにならなければならない。万一混入したことにより乙の業務に支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責に任ずるものとする。

（乙の義務と責任）
第11条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受け入れから処分完了まで、法令等に基つき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（処分終了）票をもって代えることができる。

別表1（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

廃棄物の種類（廃棄物データシート番号）	契約単価（円）	予定数量（日・量・月）	乙の施設		最終処分右欄の番号	最終処分に関する情報
			処分方法	処理能力又は埋立て容量		
腐プラスチック類 ()	〇〇円 /(kg・t・m ³)	月 18 (kg・t・m ³)	破砕	50 t/日	東京都〇〇区▽▽町9-99-99	① ① 安定型埋立（許可品目 腐プラがが類、ガラスくず、コウロクくず及び陶磁器くず） 所在地（住所、施設名称等） 千葉県××市××町2-1 ××工業団 方法 埋立（許可番号 ●●●●） 処理能力 50万㎡（許可期限 00年00月00日）
ガラスくず、コウロクくず及び陶磁器くず ()	△△円 /(kg・t・m ³)	月 10 (kg・t・m ³)				
金属くず ()	□□円 /(kg・t・m ³)	月 5 (kg・t・m ³)				
廃蛍光灯管（腐プラ、金属、ガラス陶磁器くず）（水銀使用製品産業廃棄物） ()	△△円 /(本)	月 5 (本)	破砕	1 t/日	東京都〇〇区▽▽町9-99-99	② ② 管理型埋立（許可品目 腐プラがが類、ガラスくず、コウロクくず及び陶磁器くず、金属くず） 所在地（住所、施設名称等） 埼玉県〇〇市〇〇町3-1 ××センター一 方法 埋立（許可番号 ▲▲▲▲） 処理能力 45万㎡（許可期限 00年00月00日）
契約期間中の合計予定金額	×××, △△△円	契約期間は第9条記載のとおり				
備考	委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破砕することができない。					

別表2（第3条関係）

廃棄物の種類	提示する時期又は回数
	なお、この他、別表3（第2条関係）の「廃棄物情報に変更があった場合の情報文書の伝達方法」が必要な場合があります。

廃棄物データシート (WDS)

廃棄物を適正に処理するためには、その廃棄物の特性に応じた処理が必要です。

処理過程において有害物質等の情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことと起因する事故や有害物質の混入等の課題が発生することがあり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。

そのため、処理過程における事故を未然に防止するため、情報提供の望ましいあり方をガイドラインとして環境省が示しました。

平成18年7月から委託契約書の中に「有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項」を記載することが義務付けられたことから、排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たって、廃棄物情報をWDS等で通知し、これを基に処理業者と十分打合せを行うことが求められています。

(参考)

- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン：<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(記入例)

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を示すものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 2022年08月11日 記入者 〇〇〇〇〇

1 排出事業者 名称 〇〇〇〇株式会社 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	処理業者 株式会社〇〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2 廃棄物の名称 廃油(引火性)	
3 廃棄物の組成・成分情報 組成成分 灯油に水が2%程度混入 MSDSがある場合、CAS No.	
4 産業廃棄物の種類 引火性廃棄物 引火性廃油(有害) □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物	
5 特定有害廃棄物 引火性廃油 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物	
6 有害物質 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物	
7 水質汚濁防止法における 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物	
8 その他有害物質 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 有害物質の種類 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物 □ 引火性有機物 □ 引火性無機物	

(記入例)

9 有害特性 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性) □ 引火性(引火性)
10 廃棄物の物理的・化学的性質 性状(固体) □ 性状(液体) □ 性状(気体) □ 性状(粉末) 性状(固体) □ 性状(液体) □ 性状(気体) □ 性状(粉末)
11 品質安定性 品質安定性 □ 品質安定性 □ 品質安定性 □ 品質安定性
12 関係法規 関係法規 □ 関係法規 □ 関係法規 □ 関係法規
13 廃棄物の数量 数量 □ 数量 □ 数量 □ 数量
14 排出頻度 排出頻度 □ 排出頻度 □ 排出頻度 □ 排出頻度
15 特別注意事項 特別注意事項 □ 特別注意事項 □ 特別注意事項 □ 特別注意事項
【備考】 その他の情報 その他の情報 □ その他の情報 □ その他の情報 □ その他の情報

<注意>

廃棄物データシート (WDS) は法定様式ではありません。そのため、別途、様式等を作成し、処理業者に情報提供を行っていただくことができます。